

福岡県医師会 役員賠償責任保険

(Directors' & Officers' Liability Insurance) 団体制度のご案内

平成20年12月の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、公益法人の活動について、これまで以上に自律性、効率性および健全性の確保が求められることになりました。この法律で、社団法人・財団法人の役員の皆様の法律上の賠償責任が明確化されたことから、「社員」「第三者」から役員が賠償責任を追及されやすくなると予想されます。

これを受けて今般、医師会役員の皆様が安心して業務を遂行していただけるように、「福岡県医師会 役員賠償責任保険 団体制度」が発足いたしましたので、ご案内いたします。ぜひこの機会にご加入をご検討ください。

<本団体制度の主な特徴>

- ①福岡県医師会団体に合わせた保険内容で設計！
- ②スケールメリットを活かした、割安な保険料！
- ③個別契約よりも申込手続きが簡単！

保険契約者

公益社団法人 福岡県医師会

加入者(任意加入)

福岡県医師会を構成する郡市区医師会などの社団法人

被保険者

ご加入者の全ての役員(会長・副会長・理事・監事を含む)

保 険 期 間

平成26年4月1日午前0時～平成27年4月1日午後4時 (*)

※ 公益社団法人・一般社団法人への移行時期にあわせて、中途加入が可能です。

* 今回新規契約の保険始期は午前0時からですが、次年度更改時からは午後4時からとなります。

申込締切日と
保険責任開始日・
保険料支払期日

平成26年3月28日(金)

※中途加入の受付(随時):毎月20日締切で、翌月1日から保険責任が開始。

※保険料は、保険責任開始月の前月25日(原則)までに福岡県医師会指定代理店の
ケンイの口座に振込んでいただきます。

公益社団法人 福岡県医師会

承認番号: SJ13-13152
承認年月日: 2014/03/07

1. 保険の概要

法人の役員の皆様が、役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合に、法律上の損害賠償責任・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いいたします。

役員の法人に対する責任

社員代表訴訟

社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、社員が法人に代わって役員に対して損害賠償を求める訴えを提起するものです。

法人訴訟 ※

社団法人の役員が善管注意義務や忠実義務等に違反し法人に損害を与えた場合に、法人が損害賠償を求める訴えを提起するものです。

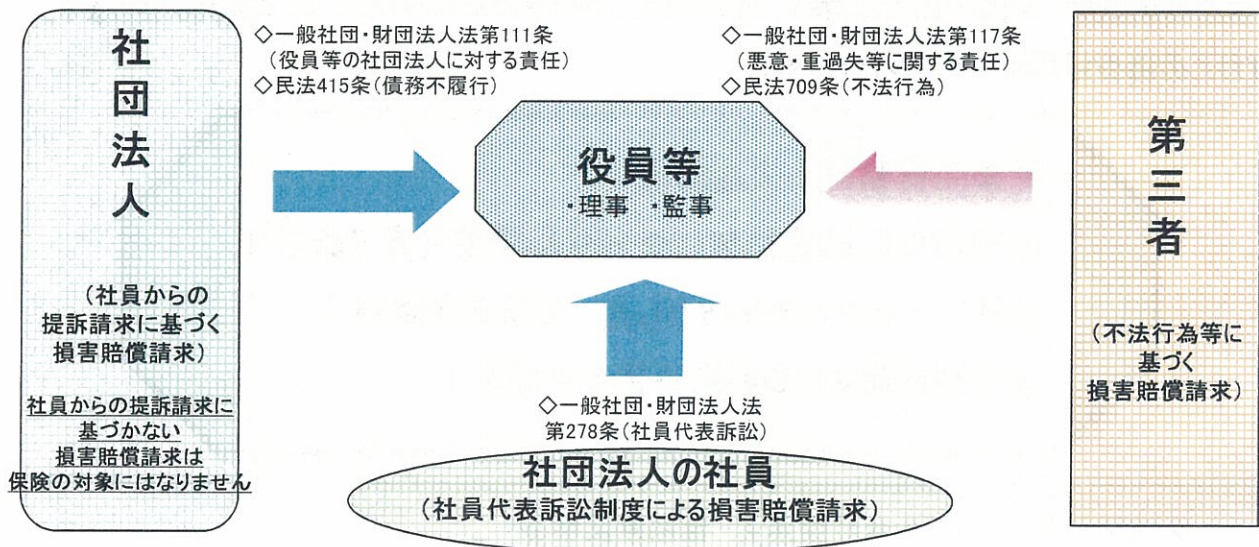
※「会社訴訟一部担保特約条項(社団法人用)」の付帯により、社員の提訴請求に基づく法人訴訟は対象となりますが、社員からの提訴請求に基づかない法人訴訟は免責となりますのでご注意ください。

役員の第三者に対する責任

第三者訴訟

社団法人の役員が第三者(取引先等)に損害を与えた場合に、第三者が民法第709条や一般社団・財団法人法第117条を根拠として損害賠償を求める訴えを提起するものです。

【法人の役員を取り巻くリスク】



2. 保険制度の仕組み

- ◇保険契約者 : 公益社団法人 福岡県医師会
- ◇ご加入者 : 福岡県医師会を構成する郡市区医師会などの社団法人
- ◇被保険者 : ご加入者の全ての役員（会長・副会長・理事・監事）
※大会社等で必要とされる「会計監査人」は含みません
- ◇てん補限度額 : 1億円・3億円 の 2種類からご選択いただけます。
- ◇免責金額 : なし
- ◇縮小てん補割合 : 100%
- ◇遡及日 : 当社初年度契約保険始期日から10年前の応答日
- ◇約款・付帯特約 : 会社役員賠償責任保険普通保険約款、訴訟対応費用担保特約条項、初期対応費用担保特約条項、先行行為担保特約条項、株主代表訴訟担保特約条項、社団法人特約・会社訴訟一部担保特約条項(社団法人用)、損害賠償請求時点の解釈に関する特約条項 等

3. お支払いする保険金の種類・計算方法

<1>損害賠償金(判決金額、和解金等)

法律上の損害賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金についてはお支払の対象とはなりません。

<2>争訟費用(訴訟費用、和解・調停費用、弁護士に支払う着手金・報酬金、これらに付随する調査費用等)

被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者または法人の従業員の報酬、賞与または給与等を除きます。)をいいます。

なお、争訟費用については、免責条項に該当するおそれが無い限り、紛争の解決に先だって支払うことができます。

計算方法

1請求につき、次の算式により算出された金額を保険金としてお支払いします。ただし、お支払い額は、保険期間を通じて保険証券記載のてん補限度額(お支払限度額)を限度とします。

$$\text{お支払いする保険金} = \{ (\text{法律上の損害賠償金} + \text{争訟費用}) \} \times \text{縮小てん補割合}$$

(*)

(*)本制度では、縮小てん補割合を100%で設定しております。

想定される事故例

- ・従業員の不正な資金流用により法人が損失を被ったことにつき、役員としての監視・監督義務を果たしていなかったとして、会員から訴えられた。

【判決内容】

訴訟の結果、役員Aに対して、法人に7,000万円の賠償を命じる判決がなされた。
その他に、Aの弁護士着手金・報酬金・訴訟対応費用として、1,000万円を支出。

【保険金お支払い例】 … 支払限度額 1億円 のプランにご加入の場合

$$\text{支払保険金} \{ (7,000\text{万円} + 1,000\text{万円}) \} \times 100\% = 8,000\text{万円}$$

【損害賠償請求に発展する可能性のある事例】

- 意図しない法律違反
補助金の使用方法に関し、適正と判断していたが、結果として要件違反に該当し、助成金の返還により無駄なコストが発生し、役員としての職務を怠ったとして訴えられた。(「意図的な違法」は保険の対象外です。)
- 職員や他の役員の「不正」
職員や役員が不正に資金流用し、法人に損失が発生。役員としての監視・監督義務違反で訴えられた。
(理事自身の横領の場合は、刑事罰なので保険の対象外)
- 残業代不払いによる第三者訴訟
退職した職員から残業代の不払分を役員に対して請求された。(就業規則の不備などの問題があると敗訴の可能性が大。)
- 不当な寄付金等による集団訴訟
法人が行った寄付金等が、公序良俗や善管注意義務違反に当たり、法人に損害を与えたという理由で会員から訴訟を起こされた。

4. 支払限度額(てん補限度額) と 年間保険料

直近の会計年度における総資産額により以下のとおりとなります。

※一医師会あたり(役員数を問いません。)

(単位:円)

支払限度額	総資産区分			
	～10億円	10億円～20億円	20億円～50億円	50億円～100億円
1億円	150,000円	160,000円	175,000円	200,000円
3億円	290,000円	300,000円	330,000円	380,000円

※ 5月1日以降の中途加入の保険料は、年間保険料×加入月数/12(1円単位を四捨五入して10円単位)となります。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

◆次に掲げる事由または行為に起因する一連の賠償請求に対しては、当社は保険金をお支払いいたしません。

(※)については各事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に適用され、その適用の判断は被保険者ごとに個別に行います。

- ・被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと(※)
- ・被保険者の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。)(※)
- ・法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(※)
- ・被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたこと(※)
- ・被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと(※)
- ・次の者に対する違法な利益の供与(※)
 - ①政治団体、公務員または取引先の会社役員、従業員等(それらの者の代理人、代表者または家族およびそれらの者と関係のある団体等を含みます)
 - ②利益を供与することが違法とされるその他の者
- ・遡及日(注)より前に行われた行為 (注)遡及日とは初年度加入日の10年前相当日をいいます。
- ・初年度契約の保険期間の開始日より前に法人に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実
- ・この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)(※)
- ・この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
- ・直接であると間接であると問わず、核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染

◆次に掲げるものに対する損害賠償請求に対しては、当社は保険金をお支払いいたしません。

- ・身体障害(疾病または死亡を含みます。)(※)または精神的苦痛
- ・財物の滅失、き損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)
- ・口頭または文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害

◆次に掲げる損害賠償請求に起因する損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

- ・記名子会社の役員に対する損害賠償請求のうち、記名子会社が一般社団・財団法人に定める子法人に該当していなかった間に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ・他の被保険者または貴法人もしくは貴法人の子法人からなされた損害賠償請求、ならびに、社員代表訴訟であるか否かを問わず、被保険者または貴法人もしくは貴法人の子法人が関与して、貴法人もしくは貴法人の子法人の議決権を所有する者によってなされた損害賠償請求
- ・法人の議決権総数につき、10パーセント以上を直接・間接を問わず所有する者からなされた損害賠償請求
- ・直接・間接を問わず、知的財産権訴訟に起因する損害賠償請求
- ・直接・間接を問わず、コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器が日付データを認識できないこと等(いわゆる「2000年問題」)に起因する損害賠償請求

◆保険期間中に次の取引が行われた場合には、取引の発効日の後に行われた行為に起因する損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

- ①記名法人が第三者と合併すること、または記名法人の資産のすべてを第三者に譲渡すること。
- ②第三者が、記名法人の議決権総数の50パーセントを超える議決権を取得すること。

など

6. ご確認いただきたいこと

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、保険仲立人または損保ジャパンにご相談ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる総資産等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分に確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について

営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。

なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができるといいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- ①保険期間が1年以内のご契約
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約

詳しい内容につきましては、保険仲立人または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパンが加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注) 加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
<1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
<2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
<3>損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

- ①保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類(保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等)
- ②被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類(示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等)
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートデスクへご連絡ください。

0120-727-110

受付時間
平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

□指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

ご加入手続きについて

- ① 加入をご検討の貴会は、取扱代理店までご一報ください。
TEL番号：092-431-4847（株式会社ケンイ）
- ② 保険料の算出に必要な貴会の情報（役員の人数、総資産 など）についてお伺いします。
- ③ 保険条件の設定および保険料のお見積もりをいたします。
- ④ 保険条件の確認とご契約の締結を行います。
- ⑤ 「加入者証」は、保険責任開始月の翌月中旬頃に送付する予定です。

※各医師会様にて本パンフレットをお読みいただき、保険の内容を十分理解いただいた上でご加入ください。
※加入依頼書の記載に誤りがある場合やお振込みが遅れた場合には、保険責任が開始しないことがありますので十分ご注意ください。

■保険料の一部個人負担について

民間企業向け役員賠償責任保険において、「保険料を全額会社負担にて『株主代表訴訟敗訴のケース』を補償することは役員の忠実義務に違反する」との問題指摘を受けていました。そこで、役員が法人に対して法律上の損害賠償責任を負担すること（社員代表訴訟敗訴の場合等）によって被る損害については、普通保険約款（基本補償）部分から切り離して特約化し、その特約保険料を役員個人が負担する方式を採ることにより問題解決を図っています。

社団法人向け役員賠償責任保険においても同様の対応を行っており、本制度では、一医師会あたり保険料の12.5%を役員負担分としております。各役員の分担については、各医師会様において検討いただくこととなります。一般的には人数割（均等割方式）、役員報酬に比例して分担（報酬比例方式）、役職に応じた分担（グループ方式）の3つの方法ですが、検討にあたっては顧問税理士等に相談ください。

	役員勝訴	役員敗訴または和解 (法律上の賠償責任の負担)
社員代表訴訟以外の 損害賠償請求	(A) 争訟費用の負担	(B) 損害賠償金および 争訟費用の負担
社員代表訴訟	(C) 争訟費用の負担	(D) 損害賠償金および 争訟費用の負担

普通保険約款部分[保険料:法人負担]

…… A、B、Cを補償

株主代表訴訟特約条項部分[保険料:役員個人負担] …… Dを補償

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ(<http://www.sompo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。保険仲立人または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

【お問い合わせ先】 ◆取扱代理店

株式会社 ケンイ

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会館3階
TEL 092-431-4847
FAX 092-431-4811

【引受保険会社】



株式会社 損害保険ジャパン

福岡支店 営業第一課
〒812-8668 福岡市博多区博多駅前2-5-17
損保ジャパン福岡ビル8階
TEL 092-481-5310
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
FAX 092-414-9871

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、
2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

役員が巻き込まれる可能性のある事例

《想定される事例》

次のような事例に関して、役員の責任を追及する訴訟提起がなされるおそれがあります。
なお、これらの事例について、必ずしも役員に責任があると認められるとはかぎりません。

社員代表訴訟

余剰資金を外国政府発行の国債として保有していたところ、同国債が暴落し、法人の資産が毀損したことによる理事の責任を追及された。

ある事業に関して、担当職員が事業とは関係のない不適切な支出を行っていたことが判明。社員より、不当な支出の補填を理事に求める損害賠償請求がなされた。

第三者訴訟

利用していた外部事業者との契約を打ち切ったところ、この外部事業者より、契約打ち切りが不当であるとして、法人とともに担当理事に損害賠償請求がなされた。

(注) 個々の事案の内容によっては、免責条項に抵触するなど、役員賠償責任保険の対象とならないことがあります。

役員の『判断ミス』として訴訟に発展する可能性のある事例（※実際に起こった事例ではありません）

融資実行に係る判断

関係会社A社を支援するため、無担保貸付及び債務保証をしたところ、A社が倒産したため、融資が回収不能。結果として法人に4億円の損害を与えた。
⇒常勤役員4名に対し、善管注意義務違反があるとされ、各1億円の損害賠償。

新規事業に係る判断

事業の伸展のために新設した施設が、事業計画とおりの成果をあげることができず多額の負債を抱え閉鎖。結果として法人に2億円の損害を与えた。
⇒役員全員10名に対し、善管注意義務違反が問われたが、賠償責任は認められず。

資産の売却に係る判断

資産の売却を行った際、その売却時期・売却額が実勢価格等に照らし不当。結果として、法人に損害を与えた。
⇒資産の売却を担当した業務執行役員1名に対し、善管注意義務違反が問われたが、賠償責任は認められず。

実際に某県医師会において、医師会名義の土地購入・売却をめぐる、訴訟にまで発展する可能性のある事例も発生しています。万一、公益法人における遊休財産額の保有制限に抵触したり資産価値が減少したりした場合に医師会執行部の責任を追及できるか否かで紛糾し、話題となりました。

社団法人の役員を取り巻く賠償リスク

2014年8月 研修資料

株式会社ケンイ

社団法人の役員は、主に次のような責任を負担することになります。

責任の種類		内容
社団法人に対する責任（義務）	善管注意義務	役員として相当な程度の注意を尽くして業務を遂行しなければならない。
	忠実義務	役員として法令・定款、社員総会決議を遵守して、法人のために忠実に業務を遂行しなければならない。
	競業避止義務	役員が競業取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。
	利益相反取引回避義務	役員が利益相反取引を行う場合には、事前に社員総会の承認を得なければならない。
第三者に対する責任	監視・監督義務	他の役員の行為が法令・定款を遵守し、かつ適正になされていることを監視しなければならない。
	一般不法行為責任	故意または過失により他人の権利を侵害したものはその損害を賠償しなければならない。
	第三者に対する損害賠償責任	役員がその職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

法人に損害を被らせた場合には…

法人訴訟/ 社員代表訴訟

第三者に損害を被らせた場合には…

第三者訴訟

⇒ 役員の「判断」について問われる可能性があり、結果として訴訟に巻き込まれる可能性もあります。